

辺野古沖転覆事故を利用した教育内容への政治介入に抗議する

2026年6月4日 日本平和委員会

沖縄県名護市辺野古沖で、ヘリ基地反対協議会が運航する「不屈丸」と「平和丸」が転覆し、研修旅行中だった同志社国際高校（京都）の女子生徒ら2人が死亡した事故で、文部科学省が5月22日、事故の経緯や学校対応の調査結果を公表した。

この中で、「安全管理について」、学校の安全管理・安全確保の取組みが「著しく不適切」であったとし、是正を求めると共に、米軍辺野古新基地建設に関する学習内容について、政治的中立性を定めた教育基本法に違反するとの見解を示し、「是正を図る必要がある」と学校側に指導する内容となっている。

私たちは、生命を何よりも大切にする平和運動の立場から、今回のような事故が二度と起こらないよう、事故原因や安全管理の問題点を徹底的に検証し、今後の安全対策に活かしていくことが求められていると考える。

ところが、今回の文科省の見解は、同志社国際高校の修学旅行に関する教育活動の内容にまで踏み込み、「総合的に勘案」した結果、「辺野古への移設工事に関する学習について、政治的活動を禁じる教育基本法14条2項に反するものであったと考えられ、是正を図る必要がある」と、政治介入するものになっている。政治的中立性を理由に教育基本法違反を認定したのは、1947年の法施行以来、初めてのことであり、極めて重大である。

教育基本法第1条は、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者」の育成を期すとしている。そして同14条は、「政治的教養は、教育上尊重されなければならない」と政治教育の重要性を述べている。その上で、その制限を「特定政党を支持し、または反対する」ことに限定している。また、教育基本法16条では「教育は不当な支配に服することなく」と述べている。さらに、1976年の旭川学テ最高裁判決は、教育は「人間の内面的価値に関する文化的な営み」であって、「教育内容に関する国家的介入はできるだけ抑制的であることが要請される」と明示している。2015年の初等中等教育庁通知でも、「学校が政治的中立性を保ちつつ、現実の具体的な政治的事象を取り扱う」ことを推奨し、生徒が有権者として自ら判断することを重視している。

この点で、政府の強権的な米軍基地建設の押し付けに反対している沖縄県民や地域住民の運動やその現場に触れることは、憲法の保障する国民主権や民主主義、地方自治、人権や平和について深く考える重要な機会となるものであり、政治的活動でも何でも無い。辺野古新基地建設反対は、沖縄県下の全市町村長や議会議長が連名で署名した「建白書」に掲げられ、3度の知事選挙でその民意が示されている要求であり、特定の政党の主張などではない。なぜ、これだけ県民が長年にわたって反対の意思を示しているのか、その背景にある沖縄戦の体験や米軍占領統治、施政権返還後の苦難の歴史、米軍基地の現状などを学ぶことは、主権者としての政治的教養を高める重要な機会である。そしてその教育のプログラムは、あくまでも教育現場の自主性に委ねられるべきである。

こうした政府に批判的な見解や運動に触れることをもって「政治的活動」だなどとして政府が介入することになれば、政治教育や平和教育に対する萎縮を生み出し、教育現場は「平和で民主的な社会の形成者」の育成とは程遠い、政府の言い分をそのまま注入する思想統制機関になり下がることになる。このような権力による教育介入は断じて許すことはできない。私たちは、教育の自由を抑圧する文科省の不当な介入に断固抗議し、その指導の撤回を求めるものである。